

## 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

### 1【約款の趣旨】

- (1) この約款は、投資家（個人の投資家に限ります。）が租税特別措置法（以下「租税法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号および第4号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- (2) この約款に別段定めがないときには、当行の「投資信託総合取引約款・規定集」、「NISAに基づく非課税口座のご利用に関するご留意事項」および「つみたて NISA に基づく非課税口座のご利用に関するご留意事項」等にしたがって取り扱います。

### 2【非課税口座開設届出書等の提出等】

- (1) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り）、「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）または「非課税口座簡易開設届出書」（以下、まとめて「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等）といいますが、当行が定める期間に提出するとともに、租税法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示し

て氏名、生年月日、住所および個人番号（投資家が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から再開または再設定しようとする年の9月30日までの間に提出してください。また、投資家が「非課税口座廃止通知書」を提出して非課税口座を再開する場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等（租税法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等）をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当行は9月30日までの間は当該廃止通知書を受理しません。翌年に再開を希望する場合には、10月1日以降に必要な書類を提出してください。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管します。

- (2) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または恒久的施設を有する非居住者である投資家が、提出することができます。
- (3) 投資家が当行に非課税口座の開設を行うには、あらかじめ当行に投資信託保護預り口座を開設していただくことが必要です。
- (4) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる金融機関に重複して提出することはできません。
- (5) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- (6) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合

で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行は投資家に租特法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合  
非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき
  - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合  
非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- (7) 投資家が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租特法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理しません。
- (8) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、投資家に租特法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- (9) 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っている投資家のうち、2017年9月30日までに当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかった投資家につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、前記（1）の規定を適用します。

### 3【非課税管理勘定の設定】

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、

2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、前記2（1）の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

- (2) 前記（1）の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日。）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行に投資家の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日より前に提供があった場合には、設定しようとする年の1月1日。）において設けられます。

### 4【累積投資勘定の設定】

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、前記2（1）の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前記（1）の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日。）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行に投資家の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日より前に提供があった場合には、設定しようとする年の1月1日。）において設

けられます。

## 5【非課税管理勘定または累積投資勘定における処理】

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。
- (2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。

## 6【非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲】

当行は、投資家の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租特法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、前記 3 (2) に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の合計額（下記 A の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、下記 B の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 120 万円（下記 (2) により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額。）（以下「非課税投資上限額」といいます。）を超えないもの

- A 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受け入れられるもの
- B 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘

定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租特法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（下記 (2) に掲げるものを除きます。）

- (2) 施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- (3) 施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

## 7【非課税口座取引である旨の明示】

- (1) 投資家が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。  
なお、投資家から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設されている場合に限り）。
- (2) 投資家が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。  
なお、投資家から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

## 8【取得対価の額の合計額が非課税投資上限額を超える場合の取扱】

- (1) 投資家が当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得にかかる注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れ

る上場株式等の取得対価の額の合計額が非課税投資上限額を超える場合には、当行は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が非課税投資上限額に達するまでは非課税口座に、非課税投資上限額を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れることとさせていただきます。また、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等が複数競合する場合には、いずれの注文等を非課税口座に受け入れるかについては、当行の任意とします。

- (2) 前記(1)の規定は、前記6(1)に掲げる上場株式等においても同様とします。

### 9【累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲】

当行は、投資家の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、投資家が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租特法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り。）のみを受け入れます。

- (1) 前記4(2)に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
- (2) 施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

### 10【譲渡の方法】

- (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、租特法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の

営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

- (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、租特法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

### 11【非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知】

- (1) 租特法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、前記6(1)Bおよび(2)に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後ただちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、投資家（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払い出しのあった上場株式等の租特法第37条の14第4項に規定する払出時の金額および数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
- (2) 租特法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累

積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後ただちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、投資家(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払い出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租特法第37条の14第4項に規定する払出時の金額および数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

## 12【非課税管理勘定終了時の取扱】

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します(前記2(8)により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- (2) 前記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、原則として次の①により取り扱うものとします。ただし、投資家から当行が定める方法でお申出があった場合は、次の②により取り扱うものとします。
  - ① 投資家から非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(租特法第37条の14第4項第1号に規定する非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託にかかる口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、投資家が特定口座を開設されている場合で、施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出が無かった場合に限りです。)
  - ② 投資家が当行に対して前記6(2)の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

## 13【累積投資勘定終了時の取扱】

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属す

る年の1月1日以降20年を経過する日に終了します(前記2(8)により廃止した累積投資勘定を除きます。)

- (2) 前記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。
  - ① 投資家が当行に特定口座を開設しており、投資家から当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合または投資家が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
  - ② 前記①に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

## 14【累積投資勘定を設定した場合の所在地確認】

- (1) 当行は、投資家から提出を受けた前記2(1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録された投資家の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(投資家が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認します。
  - ① 当行が投資家から租特法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所
  - ② 当行から投資家に対して書類を郵送し、当該書類に投資家が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 投資家が当該書類に記載した氏名および住所
- (2) 前項(1)の場合において、確認期間内に投資家の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の翌日以降、投資家の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前記(1)のいずれかの方法により投資家の氏名

および住所を確認できた場合または投資家から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

## 15【非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続】

- (1) 投資家が、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
- (2) 投資家が、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書」を提出するとともに、当行が作成した「勘定廃止通知書」の交付を受け、その年の9月30日までに、当行に対して「勘定廃止通知書」を提出して非課税管理勘定または累積投資勘定の再設定に係る当行所定の手続きをしていただくことで、租特法第37条の14第25項の規定を適用します。
- (3) 2024年1月1日以後、投資家が当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

## 16【契約の解除等】

- (1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。
  - ① 投資家から租特法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
  - ② 施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当行が定める日
  - ③ 投資家が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
  - ④ 投資家の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与を

した者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

- (2) 「投資信託総合取引約款」第1章3(7)により、同約款に基づく総合取引契約が停止または解約されたときは、この契約も停止または解除されます。この契約の停止または解除により生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 17【届出事項の変更】

前記2に基づく非課税口座開設届出書の提出後に、氏名、住所等の当該非課税口座開設届出書の記載事項に変更があった場合は、ただちにその旨を申し出て、当行所定の非課税口座異動届出書その他の書面に必要事項を記入のうえ取引店に提出してください。なお、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、施行令第25条の13第22項に定める確認書類にて確認させていただきます。

## 18【免責事項】

当行の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱、本約款の変更等に関し投資家に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

## 19【合意管轄】

この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、東京地方裁判所または取引店の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所とします。

## 20【約款の変更】

本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

## 附則

この約款は、2019年1月1日より適用させていただきます。

以上

2018年12月20日

株式会社 三井住友銀行